

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成20年10月23日(2008.10.23)

【公表番号】特表2008-513162(P2008-513162A)

【公表日】平成20年5月1日(2008.5.1)

【年通号数】公開・登録公報2008-017

【出願番号】特願2007-532676(P2007-532676)

【国際特許分類】

A 45 C 13/00 (2006.01)

【F I】

A 45 C 13/00 M

【手続補正書】

【提出日】平成20年9月3日(2008.9.3)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

キャリア装置であって、

着用者の身体からみて外方を向く外側表面及び前記着用者の前記身体に対して面する内側表面を有する、人間等である有生の着用者によって着用される細長い平面部材と、
前記部材の前記外側表面に対して取り付けられる、少なくとも1つのループと、
前記部材への着脱可能な接続に対する、少なくとも1つの物品に対するキャリアと、
を有し、

前記少なくとも1つの物品に対するキャリアは、ボディと、前記キャリアの該ボディに対して取り付けられる第1の端部及び前記キャリアの前記ボディに対する着脱可能な取付けの手段を有する第2の端部を有するスリープと、を有し、前記スリープの前記第1の端部及び前記第2の端部は、前記キャリアの前記ボディに対する取付けの夫々の場所において間隔をあけられ、前記スリープの前記第2の端部は、前記部材にわたって折りたたまれ且つ前記キャリアの前記ボディに対して取り付けられ得るようにされ、

前記少なくとも1つの物品に対するキャリアは更に、前記キャリアに対する前記スリープの前記第1の端部の連結部においてあるいはその近くにおいて前記キャリアに対して取り付けられる第1の端部及び取り付けられないままにされる第2の端部を有する、剛性な材料を有して作られるタブを有し、該タブは、前記スリープと一般的に位置を合わせられる軸を有し、前記スリープが前記部材に対する前記キャリアの取付けに対して前記部材にわたって折りたたまれる際に前記タブの前記第2の端部は、前記少なくとも1つのループを介して挿入され得、それによって前記部材に対して前記キャリアを固定し得るため、前記キャリアは前記部材に沿って実質的に摺動し得ない一方、前記スリープが前記部材にわたって折りたたまれる際に前記タブが前記少なくとも1つのループへと挿入されない場合には、前記キャリアは、前記部材に対して実質的に固定されず、前記部材に沿って摺動し得る、

キャリア装置。

【請求項2】

前記部材は、2つの端部を有するベルトであり、

前記2つの端部を接合するようバックルを更に有する、

請求項1記載のキャリア装置。

【請求項3】

前記タブは、前記物品に対するキャリアが前記部材に対して接続される際に、前記タブの前記第2の端部が前記スリーブの前記第2の端部の前記取付けの手段に近接するよう、十分に長い、

請求項1記載のキャリア装置。

【請求項4】

前記タブの前記第2の端部は、前記物品に対するキャリアが前記部材に対して接続される際に、前記スリーブの前記第2の端部の前記取付けの手段に対して実質的に取り付けられる、

請求項3記載のキャリア装置。

【請求項5】

キャリア装置を有して物品を携行する方法であって、

該キャリア装置は、着用者の身体からみて外方を向く外側表面及び前記着用者の前記身体に対して面する内側表面を有する、人間等である有生の着用者によって着用される細長い平面部材と、該部材の前記外側表面に対して取り付けられる、少なくとも1つのループと、前記部材への着脱可能な接続に対する、少なくとも1つの物品に対するキャリアと、を有し、

前記キャリアは、ボディと、前記キャリアの前記ボディに対して取り付けられる第1の端部及び前記キャリアの前記ボディに対する着脱可能な取付けの手段を有する第2の端部を有するスリーブと、剛性な材料を有して作られるタブとを有し、前記スリーブの前記第1の端部及び前記第2の端部は、前記キャリアの前記ボディに対する取付けの夫々の場所において間隔をあけられ、前記タブは、前記キャリアに対する前記スリーブの前記第1の端部の連結部においてあるいはその近くにおいて前記キャリアに対して取り付けられる第1の端部と、取り付けられないままにされる第2の端部と、を有し、

当該方法は、

前記スリーブの前記第2の端部を前記部材にわたって折りたたむ段階と、

前記スリーブの前記第2の端部を前記キャリアの前記ボディに対して取り付ける段階と

、

を有する、

方法。

【請求項6】

前記スリーブが前記部材にわたって折りたたまれ且つ前記第2の端部が前記キャリアの前記ボディに対して取り付けられる前に、前記部材の前記外側表面に対して取り付けられる前記少なくとも1つのループを介して前記タブの前記第2の端部を挿入する段階、を更に有し、

それによって前記キャリアは、前記部材に対して固定されるため、前記キャリアが実質的に前記部材に沿って摺動され得ない、

請求項5記載の方法。

【請求項7】

前記スリーブの前記第2の端部を前記キャリアの前記ボディから取り外す段階と、

前記スリーブの前記第2の端部を前記部材から離して折りたたむ段階と、

前記部材の前記外側表面に対して取り付けられる前記1つのループから前記タブの前記第2の端部を取り外す段階と、

前記スリーブの前記第2の端部を前記部材にわたって折りたたんで戻す段階と、

前記スリーブの前記第2の端部を前記キャリアの前記ボディに対して取り付ける段階と

、

を更に有し、

前記タブは、前記スリーブが前記部材にわたって折りたたまれる際に、前記少なくとも1つのループへと挿入されず、前記キャリアは、前記部材に対して実質的に固定されず、前記部材に沿って摺動し得る、

請求項 6 記載の方法。**【請求項 8】**

人間等である有生の着用者によって着用される細長い平面部材に対する着脱可能な接続を可能にする物品に対するキャリアであって、

該部材は、着用者の身体からみて外方を向く外側表面及び前記着用者の前記身体に対して面する内側表面を有し、少なくとも1つのループは、該部材の前記外側表面に対して取り付けられ、

当該キャリアは、ボディと、前記キャリアの前記ボディに対して取り付けられる第1の端部及び前記キャリアの前記ボディに対する着脱可能な取付けの手段を有する第2の端部を有するスリープと、を有し、前記スリープの前記第1の端部及び前記第2の端部は、前記キャリアの前記ボディに対する取付けの夫々の場所において間隔をあけられるため、前記スリープの前記第2の端部は、前記部材にわたって折りたたまれ且つ前記キャリアの前記ボディに対して取り付けられ得、

当該キャリアは更に、剛性な材料を有して作られるタブを有し、該タブは、前記キャリアに対する前記スリープの前記第1の端部の連結部においてあるいはその近くにおいて前記キャリアに対して取り付けられる第1の端部と、取り付けられないままにされる第2の端部とを有し、また該タブは、前記スリープと一般的に位置を合わせられる軸を有し、該タブの前記第2の端部は、前記スリープが前記部材に対する前記キャリアの取り付けに対して前記部材にわたって折りたたまれる際に、前記部材の前記外側表面に対して取り付けられる少なくとも1つのループを介して挿入され得、それによって前記部材に対して前記キャリアを固定し得るため、前記キャリアは、実質的に前記部材に沿って摺動し得ない一方、前記スリープが前記部材にわたっておりたたまれる際に前記タブが前記少なくとも1つのループへと挿入されない場合には、前記キャリアは、前記部材に対して実質的に固定されず、前記部材に沿って摺動され得る、

キャリア。

【請求項 9】

前記タブは、前記物品に対するキャリアが前記部材に対して接続される際に、前記タブの前記第2の端部が前記スリープの前記第2の端部の前記取付けの手段に近接するよう、十分に長い、

請求項 8 記載のキャリア装置。

【請求項 10】

前記タブの前記第2の端部は、前記物品に対するキャリアが前記部材に対して接続される際に、前記スリープの前記第2の端部の前記取付けの手段に対して実質的に取り付けられる、

請求項 9 記載のキャリア装置。